

薬 第 5 2 7 号
令和元年 7 月 8 日

関係団体 各位

茨城県保健福祉部医療局薬務課長
(公 印 省 略)

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例について

令和元年 5 月 2 4 日に公布された「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」(令和元年政令第 1 2 号)に伴い、茨城県手数料徴収条例(平成 1 2 年茨城県条例第 9 号)の一部を改正する条例が公布され、令和元年 1 0 月 1 日から施行されることとなりました。

つきましては、毒物及び劇物取締法第 4 条第 2 項の規定に基づく、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由の手数料を下記のとおりとしますので、御承知願います。

○ 毒物劇物製造業又は輸入業登録の経由手数料(茨城県収入証紙)

受付日	令和元年 9 月 3 0 日まで	令和元年 1 0 月 1 日から
金額	2 0, 6 0 0 円	2 0, 7 0 0 円